熊本市多子・多胎世帯子育て支援事業

在宅で育児中の方

熊本市では、多子・多胎による育児の負担を軽減するため、３人以上の子どもを子育て中、または多胎(双子、三つ子など)を持つ世帯の方を対象に、子育て支援サービスが利用できる利用券を交付します。

対象者（次の全てに当てはまる方）

・熊本市内に住所を有する３人以上の子どもまたは多胎児のいずれも3歳未満で、保育所等（認可外含む）を利用せずに在宅で育児をしている保護者
・上記に加え、世帯での市町村民税所得割額の合計額が301,000円未満であること

対象となる子育て支援サービス

①病児・病後児保育事業

②ﾌｧﾐﾘｰ・ｻﾎﾟｰﾄ・ｾﾝﾀｰ事業

③一時預かり事業

④産後ﾎｰﾑﾍﾙﾌﾟｻｰﾋﾞｽ事業
（１歳未満まで）

⑤子育て短期支援事業
（ｼｮｰﾄｽﾃｲ・ﾄﾜｲﾗｲﾄｽﾃｲ事業）

⑥産後ケア事業
（１歳未満まで）

※利用券の交付とは別に、各事業を利用するには、別途申請等が必要な場合があります。詳しくは、それぞれの二次元バーコードからアクセスしてご確認ください。

各子育て支援サービスについては
①②子ども支援課（328-2158）　③保育幼稚園課（328-2568）　④⑤⑥子ども政策課（328-2156）

利用券の取り扱いについて

利用券交付決定となった世帯の対象児ごとに15,000円/年 分の利用券を交付（1枚あたり500円）します。
交付を受けた世帯は、希望する子育て支援サービスを実施しているサービス提供者を利用した際に利用券が使用できます（家族内の対象児以外の子どもの利用も可能）。ただし、利用券の合計金額がサービス利用料を上回る使用はできません。

（例）1回あたり700円のサービスを利用する場合
〇…1枚（500円分）の利用券を使用し、差額分（200円）の支払うことになります
×…2枚（1,000円分）の利用券を使用することはできません。

※利用したいサービスのサービス提供者によっては、別途費用等がかかる場合があります。詳しくは直接希望するサービス提供者へお問合せください。

利用期間

利用券の交付日から対象児の次の誕生日の前日まで
※次の誕生日以降も対象要件に当てはまれば、引き続き交付申請ができます。

利用券申請の流れ

3人以上の子育て中、多胎児出産後に申請（電子、郵送、窓口申請のいずれか）
⇨
利用券交付又は送付
⇨
利用希望サービスの登録事業者へ利用申込
⇨
・サービス利用
・利用券使用及び利用料の支払

※申請について、ご不明な点があれば、まずはお電話ください

※審査後、後日発送します

申請に必要なもの

①熊本市多子・多胎世帯子育て支援サービス利用券交付申請書
②対象児の母子健康手帳の表紙及び出生届済証明の写し（双子の場合は二人分）
③市町村民税所得割額を証する書類（直前の1月2日以降に転入の場合のみ）

サービス提供者について

利用券が使用できるサービス提供者について、詳しくは熊本市ホームページをご覧ください。
または、表面の各子育て支援サービスのホームページをご覧ください。

熊本市ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ

子育て支援サービスご利用時の注意事項

※子育て支援サービスごとでご利用時の注意事項や持参物等が必要な場合があります。ご利用の際は、必ずそれぞれの子育て支援サービスでの注意事項等をご確認ください。

電子申請先

右記の二次元バーコードからアクセスして、「多子」などのキーワード検索をして申請してください。

電子申請先

郵送申請先

申請窓口	住所	電話番号
子ども政策課	中央区手取本町1-1	096-328-2156

窓口申請先

申請窓口	住所	電話番号
中央区役所　保健子ども課	中央区手取本町1-1	096-328-2419
東区役所　保健子ども課	東区東本町16-30	096-367-9134
西区役所　保健子ども課	西区小島2-7-1	096-329-1147
南区役所　保健子ども課	南区富合町清藤405-3	096-357-4138
北区役所　保健子ども課	北区植木町岩野238-1	096-272-1128

問い合わせ先　熊本市　子ども政策課　096-328-2156